

令和2年12月24日観産第1564号
一部改正 令和5年4月13日観産第561号
一部改正 令和5年9月15日観参第683号
一部改正 令和6年2月28日観参第1664号

観 光 庁 長 官

観光施設における心のバリアフリー認定制度要綱

第1 目的

本要綱は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の改正に伴い、観光庁において観光施設のバリアフリー情報の提供を促進する仕組みを構築することとなったことを受けて創設する「観光施設における心のバリアフリー認定制度」について、観光施設が積極的にバリアフリー対応に取り組んでいることを認定するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 認定対象施設

観光庁長官による観光施設の認定（以下「認定」という。）を受けられる施設は、以下に掲げるものとする。

1. 宿泊施設（以下のいずれかに分類される施設）

①旅館業法（昭和23年法律第138号）上の営業許可を得ている施設

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む施設を除く。

②国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）上の認定を受けている施設

③住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）上の届出をしている施設

2. 飲食店（食品衛生法（昭和22年法律第233号）上の営業許可（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号及び第2号に掲げるものに限る。）を得ている施設）

3. 観光案内所（日本政府観光局から外国人観光案内所の認定を受けている施設等）

4. 博物館（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設）

第3 認定基準

認定を受けようとする施設は、以下に掲げる基準をすべて満たさなければならない。

1. 備品の備付け、貸出等により施設内の段差解消やコミュニケーションの円滑化を図る取組等施設のバリアフリー性能を補完するための措置を3つ以上行い、高齢者、障がい者等が施設を安全かつ円滑に利用できるような工夫を行っていること。

2. 施設の従業員に対し、高齢者、障がい者等へのコミュニケーションやサポートの仕方に関する研修を実施すること等バリアフリーに関する教育訓練を年に1回以上行っていること。

3. 自らのウェブサイト以外のウェブサイトで、施設のバリアに関する情報などのバリアフリー情報を、積極的に発信していること。

第4 認定の申請

本要綱第5の認定（本要綱第5の2の認定の更新を含む。以下同じ）を受けようとする施設は、観光庁長官が別に定める書類を観光庁長官に提出するものとする。

第5 認定

観光庁長官は、本要綱第2の要件に掲げる認定対象施設から、本要綱第4に定める方法による申請があり、審査の結果、本要綱第3に定める認定基準を満たすと認めた場合には、認定を行うとともに、認定した旨を当該申請者に通知するものとし、認定を受けた施設（以下「認定施設」という。）の名称及び所在地を観光庁のウェブサイトにおいて公表するものとする。

- 2 本要綱第5の1の認定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 3 本要綱第5の2の更新の申請があった場合において、本要綱第5の2の有効期間（以下「認定の有効期間」という。）の満了日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

第6 認定マーク

認定施設は、自施設のPRを目的として、観光庁参事官（産業競争力強化）が別に定める認定マークを使用することができる。

- 2 認定施設が認定マークを使用するにあたっては、観光庁参事官（産業競争力強化）が別に定める「観光施設における心のバリアフリー認定制度の認定マーク使用要綱」（以下「認定マーク使用要綱」という。）を遵守するものとする。

第7 変更の届出

認定施設を運営する者は、本要綱第4の規定により提出した書類に変更があった場合は、その日から三十日以内に、その旨を観光庁長官に届け出るものとする。

第8 廃業等の届出

認定施設を運営する者が次の1.から4.までに掲げる場合に該当することとなったときは、当該1.から4.までに定める者は、その日（1.の場合にあつては、その事実を知った日）から三十日以内に、その旨を観光庁長官に届け出るものとする。

1. 認定施設を運営する者である個人が死亡した場合 相続人
2. 認定施設を運営する者である法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
3. 破産手続開始の決定により解散した場合 破産管財人
4. 認定施設を運営する者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

第9 認定の取消し

観光庁長官は、認定施設を運営する者が以下のいずれかに該当するときは、認定の有効期間の途中であっても、当該者の運営する認定施設について、本要綱第5の認定を取り消すものとする。

1. 本要綱第2に掲げる要件を満たさなくなったとき
 2. 本要綱第3に掲げる基準を満たさなくなったとき
 3. 認定施設が認定マークを認定マーク使用要綱に定める条件に反して使用したとき
 4. 本要綱第4の規定により提出した書類に虚偽の記載があることが判明した場合
 5. 本要綱第8に掲げる事項に該当する場合
 6. 認定施設を運営する者から、認定の取消しの申請があった場合において、その申請を相当と認める場合
- 2 観光庁長官は、本要綱第9の1のいずれかに該当したことにより、当該者の営む認定施設の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

第10 認定施設に対する調査

認定施設に対しては、施設の実態を把握するため、必要に応じて施設に関する情報の提供及び認定施設の所在地を管轄する観光庁長官による実地調査等への任意の協力を求めることがある。

第11 権限の委任

本要綱に定める観光庁長官の権限は、認定施設又は認定を受けようとする施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任することができる。

附 則 （令和6年2月28日付け観参第1664号）

（施行期日）

- 1 本要綱は、令和6年3月1日から施行する。